

鴨川市移動教室バス事業

○運行の目的

学校教育活動（園児・児童・生徒の校外学習等）や社会教育活動（公民館活動等）のほか、市主催行事等の公的な活動の際に運行し、参加者及び関係者の輸送を行おうとするものです。

令和2年12月末の鯛バス事業廃止を受け、令和3年1月以降は「鯛バス使用団体を含めたその他の団体についても、公的な使用・目的であれば広くご使用いただける」こととなりました。

※認められない事例…観光視点での物見遊山、食事や風呂のみ、全行程自由行動など

○車両の種類

移動教室バスは、平成30年度までは大型バス1台により運行を行ってきましたが、平成29年度に実施された「事業仕分け」の結果を踏まえ、市有バス一元管理化の一環として、平成31年4月1日付けで財政課所管の小型バス（マイクロバス）を生涯学習課へ移管しました。以後は2台一元管理のもと、使用予定人数や狭路の有無等、運行条件により使い分けを行うことで、従来よりも効率的な資産運用を図っています。

《大型バス》



《小型バス（マイクロバス）》



○車両の規格

*大型バス

使用者数：8人以上60人以下

車両番号：袖ヶ浦200は717 燃料：軽油 ETC機器及びドライブレコーダー搭載

車両規格：長さ1199cm、幅 249cm、高さ 350cm 車種区分：特大車（車種(3)）

*小型バス（マイクロバス）

使用者数：8人以上24人以下

車両番号：袖ヶ浦200さ175 燃料：軽油 ETC機器及びドライブレコーダー搭載

車両規格：長さ 699cm、幅 208cm、高さ 282cm 車種区分：中型車（車種(4)）

○使用料金

使用料は無料です。但し、燃料費※、有料道路使用料、高速道路使用料及び駐車場使用料については、使用者でご負担いただきます。

※燃料費のみ、使用団体や使用目的(用途)により、負担の有無が異なります。

○予約の受付について

移動教室バスの予約受付日の区分は以下のとおりです。移動教室バスの趣旨に鑑み、学校教育、社会教育及び重要な行政行事の予約を先行して受け付けることとしています。

*行政行事	行事日程が決定次第（行事により最優先）		
*公民館	5 か月前	(例)使用日 R3. 1. 10	予約受付 R2. 8. 1～
*こども園・小・中学校	4 か月前	(例)使用日 R3. 1. 10	予約受付 R2. 9. 1～
*その他団体	3 か月前	(例)使用日 R3. 1. 10	予約受付 R2. 10. 1～

○使用の申請について

使用の申請については、上記の予約の受付後に書面で行う必要があります。

移動教室バス管理規則の別記第1号様式「移動教室バス使用許可申請書」に「乗車名簿」を添付し、市の担当課へ2週間前までに提出してください。（使用許可及び運行準備の都合上、締切りは必ず守ってください。）

*市の担当課の例	小学校、中学校、教育関係団体	⇒	学校教育課
	認定こども園、学童クラブ	⇒	子ども支援課
	社会福祉協議会、サロン	⇒	福祉課

○運行範囲、運行可能日及び運行時間等について

運行範囲は「千葉県内」に限ります。（駐車場は使用者側で確保してください。）

運行可能日は「火曜日から土曜日まで」、日曜日及び月曜日は運休日となります。

運行時間については、「原則として午前8時30分から午後5時まで」と定められているなか、運行計画作成の際、以下の(1)～(3)についてご協力をお願いします。

- (1) 運転手の勤務内容として、運行準備から出発地での発車までに1時間、出発地への到着から片付けまでに45分を見込んだ上で、午前8時30分以降に準備を開始し、午後5時15分までに片付けが完了できるような行程としてください。なお、運行時間は最大で7時間となります。

午前8時30分：準備開始 → 午前9時30分：出発地発車 → （目的地略）
→ 午後4時30分：出発地到着 → 午後5時15分：片付け完了

- (2) 時間の前後の振り替えは可とします。（2時間程度まで）

午前7時：準備開始 → 午前8時：出発地発車 → （目的地略）
→ 午後3時：出発地到着 → 午後3時45分：片付け完了

- (3) 屋外での活動を計画する際には、「雨天時の代替行程の作成」又は「前日中の中止の決定」について、可能な限りご対応ください。